

甲府市資産（土地・建物）利活用基本方針

甲 府 市
令和8年4月改訂版

【目 次】

第1章 市有資産の現状と課題	1
1 方針策定の背景と目的	
2 本方針の対象	
3 市有資産の現状と管理体制	
4 市有資産を取り巻く経済情勢	
5 市有資産の利活用における課題	
第2章 利活用基本方針の位置付け	8
第3章 資産の利活用における基本的な考え方	9
1 資産活用の基本原則	
2 資産活用のフロー	
第4章 低未利用資産の利活用における基本的な考え方	11
第5章 低未利用資産の具体的な利活用の方法	12
1 資産の保有継続	
2 売却処分	
3 貸付けによる活用	
第6章 資産の多様な売却及び貸付方法の導入	14
1 売却	
2 貸付け	
第7章 個別方針の検討体制	16
第8章 利用中の資産の更なる有効活用	19

【資料】

- 甲府市資産利活用推進委員会設置要綱

第1章 市有資産の現状と課題

1. 方針策定の背景と目的

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、税収等の財源が減少することに加え、社会保障費や高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化に伴う建替え等に要する費用などの財政需要が増大していく中で、従来にも増して効率的・効果的な行財政運営が求められています。

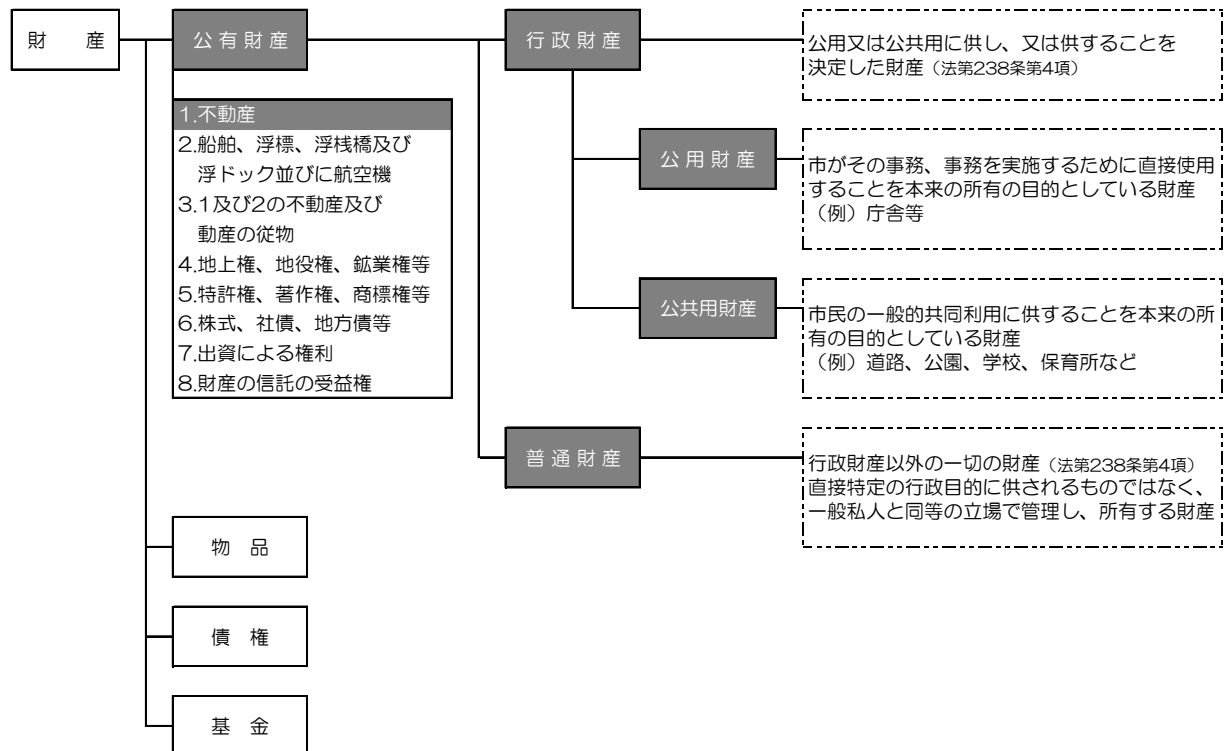
こうした中、持続可能な行財政運営を進めるため、現在保有する未利用地や公共施設マネジメントの取組みで新たに生み出される公共施設の跡地などを資産と捉え、公共・公益的な目的を踏まえながら、資産経営の視点に立って、資産の情報を一元化し、個々の資産について総合的かつ戦略的に有効活用を図っていく必要があります。

以上のことから、これからの資産活用に関し基本的な考え方を示し、具体的な取組みに繋げていくことで、財源の確保、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、市有資産の有効活用を実現することを目的とします。

2. 本方針の対象

本市が保有する財産のうち、公有財産については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第3項において、行政財産と普通財産に分類されます。

本方針においては、行政財産・普通財産の区分に拘らず、土地及び建物（以下「資産」という。）の取得・管理運用・処分を対象とします。



3. 市有資産の現状と管理体制

（１）市有資産の現状

【単位：㎡】

			h27年度	h20年度	増・減
	土 地	行政財産	202,997.35	192,458.28	10,539.07
		公用財産	28,616,892.78	28,492,208.29	124,684.49
		公共用財産	28,819,890.13	28,684,666.57	135,223.56
	普通財産		2,905,607.27	2,923,436.68	△ 17,829.41
	総合計		31,725,497.40	31,608,103.25	117,394.15
建 物	行政財産	公用財産	77,309.28	59,648.50	17,660.78
		公共用財産	489,114.14	455,133.16	33,980.98
		合計	566,423.42	514,781.66	51,641.76
	普通財産		14,719.16	21,348.00	△ 6,628.84
	総合計		581,142.58	536,129.66	45,012.92

（甲府市歳入歳出決算書調べ）

（２）管理体制

行政財産とは、地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産をいい、設置目的から公用財産と公共用財産に分類され、設置目的を達成するために、有効的・効率的に利用できるよう、所管する課等において維持管理しています。

一方、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいい、宅地、山林及び雑種地といった土地、また、用途廃止した庁舎、学校等すでに行政目的を喪失している土地及び建物があり、原則として管財課において維持管理しています。

（３）資産の利用状況（平成 29 年 3 月末調査現在）

行政財産である土地は、そのほとんどが公共施設等の用地として行政目的を実現するために使用されていますが、そのうち約 0.36%の土地が低未利用地となっています。

同様に、普通財産である土地は、警察、消防、地域集会所などに貸付けし、有効活用を図っているところではありますが、約 0.45%の土地が低未利用地となっています。

低未利用資産の状況

（単位：㎡、％）

財産区分	市有地総面積 (H27年度末)	低未利用地面積	割合
行政財産	28,819,890.13	103,675.08	0.36
普通財産	2,905,607.27	13,141.68	0.45
合計	31,725,497.40	116,816.76	0.37

また、本市の市街地は、甲府盆地の中心に位置し概ね平坦ですが、北部及び南部地域は、中山間地であり、その中山間地に市有財産（土地）の約 90%を占める水源かん養林などの山林を保有しています。この財産の大半を占める山林を除くと、行政財産は約 1.04%、普通財産は約 8.70%が低未利用地となっています。

なお、山林を除く低未利用地のうち、1,000 m²以上の規模のものは、件数ベースで約 40%、面積ベースで約 90%を占めています。

低未利用資産の状況（山林を除く）

（単位：m²、%）

財産区分	市有地総面積 (H27年度末)	低未利用地面積	割合
行政財産	2,949,836.91	30,760.05	1.04
普通財産	151,067.70	13,141.68	8.70
合計	3,100,904.61	43,901.73	1.42

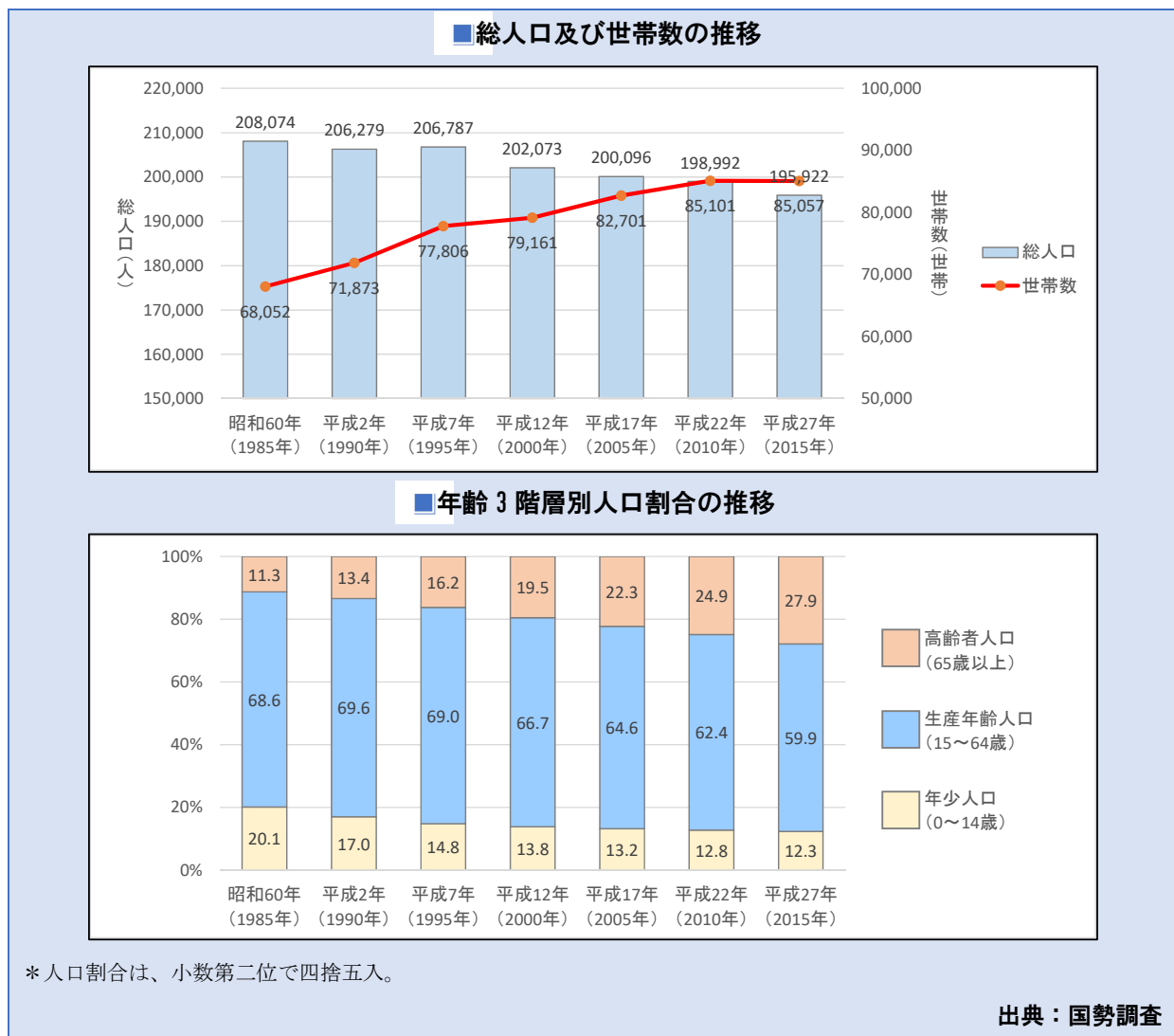
4. 市有資産を取り巻く経済情勢

（１）人口減少・少子高齢化の状況

① 総人口及び世帯数

過去 30 年の総人口及び世帯数の推移を見ると、昭和 60 年以降、本市の総人口は減少傾向にあり、平成 27 年現在で約 19 万 6,000 人、世帯数は約 8 万 5,000 世帯となっています。

また、年齢 3 階層別人口割合の推移を見ると、高齢者人口は 16.6 ポイント増加しているのに対し、生産年齢人口※は 8.7 ポイント、年少人口は 7.8 ポイント減少しており、少子高齢化が進んでいます。

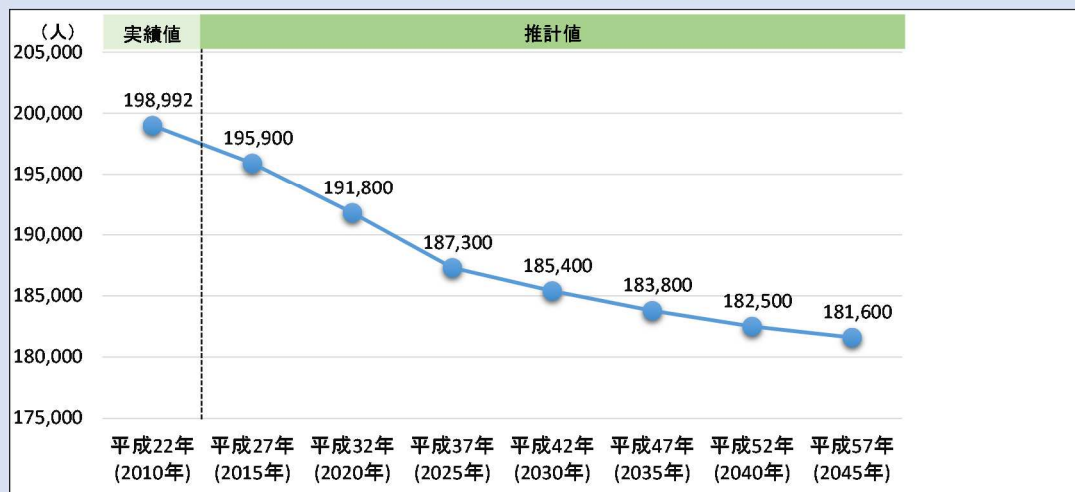


※ 生産年齢人口：年齢 3 階層別人口のうち、労働者の中核をなす 15 歳以上 64 歳未満の人口。

② 総人口の長期的な見通し

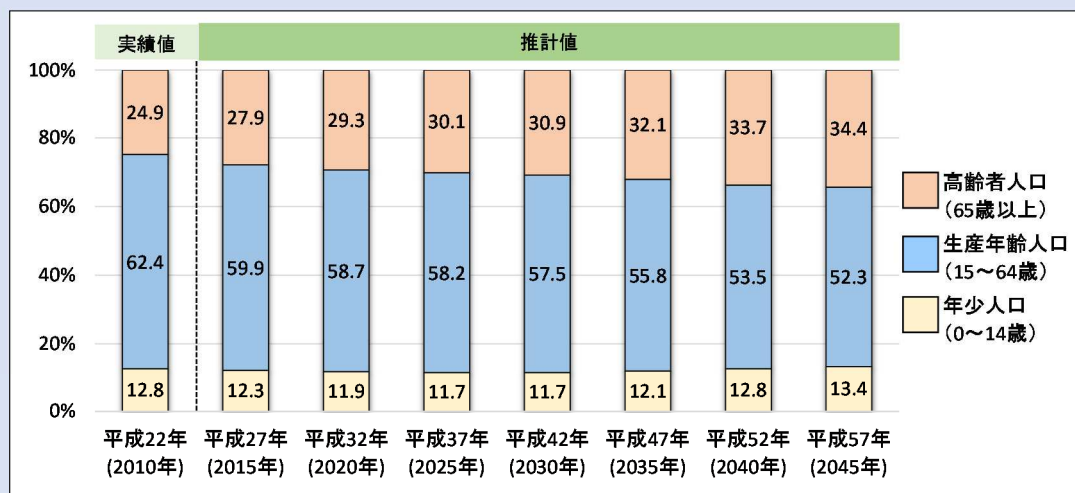
甲府市人口ビジョンでは、本市の総人口は、平成 22 年の約 20 万人から平成 57 年には約 18 万人まで減少すると予測しています。年齢 3 階層別将来人口割合では、平成 57 年には生産年齢人口が 10.1 ポイント減少、高齢者人口は 9.5 ポイント増加となる見通しとなっています。

■将来展望における推計



*推計値は十の位を四捨五入し百の位まで表記しています。

■年齢3階層別人口割合



*人口割合は、小数第二位で四捨五入。

出典：甲府市人口ビジョン

(2) 本市の財政状況

① 歳入の状況

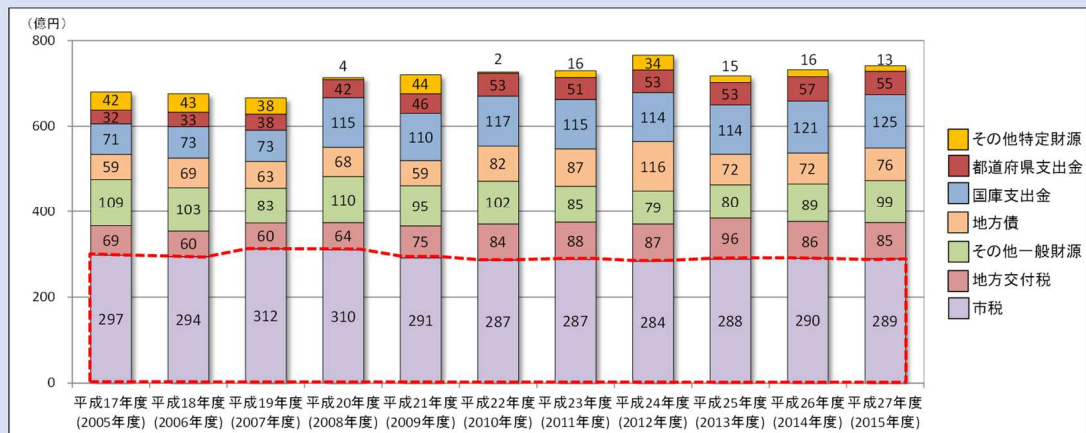
市税は、平成 19 年度の 312 億円をピークに減少し、平成 27 年度の歳入に占める割合は 39.0%となっています。今後、高齢化が進む中で生産年齢人口の減少が見込まれていることから、それに伴う市税の増収は期待できない状況にあります。

② 歳出の状況

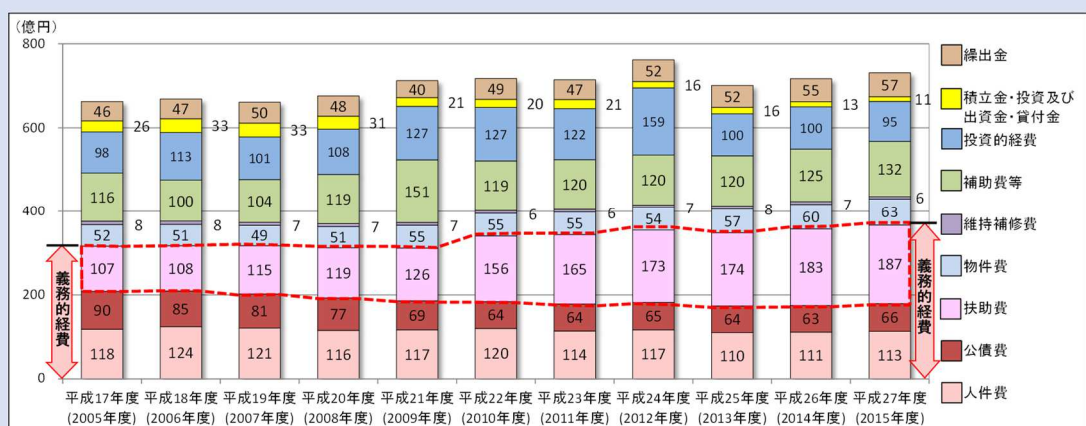
義務的経費^{*1}のうち、人件費と公債費は減少傾向にあるものの、扶助費^{*2}は高齢化の進行等により増加傾向にあり、義務的経費全体は増加しています。平成 27 年度の歳出に占める割合は 50.1%となっています。

また、公共施設等の整備に要する投資的経費※3は、平成27年度は95億円で、歳出に占める割合は13.0%となっています。

■歳入の推移



■歳出の推移



- ※1 義務的経費：歳出のうち、支出することが義務付けられている経費のこと。人件費、扶助費及び公債費の3つからなる。
- ※2 扶 助 費：社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障害者、生活困窮者等に対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。生活保護費、児童手当等がある。
- ※3 投資的経費：その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費のこと。普通建設事業費、災害復旧事業費等がある。

5. 市有資産の利活用における課題

（１）財源確保策としての資産経営の視点に立った取組み

少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増大や人口減少に伴う税収の伸び悩み等の厳しい財政状況下で、財政の健全化に留意しつつ、更なる住民福祉の増進を図るため、あらゆる努力と創意工夫を重ねながら、所要の財源確保に努めることが、喫緊の課題であるといえます。

こうした課題を解決し、健全で持続可能な行財政運営を実現するためには、個々の公共施設等を単に「管理」していくのではなく、公共施設等全体を「貴重な経営資源」として捉え、効率的・効果的に活用し、運用していく「資産経営」の視点を持つことが重要です。

（２）次世代に継承できる公共施設の適正化

本市において建築後 30 年以上経過した施設の延床面積は、平成 27 年度末で全体の 52.5% を占めており、施設の対応年数等を考慮すると、今後、これらの施設のあり方が大きな課題になることが予想されます。

今後は、平成 28 年 3 月に策定した「甲府市公共施設等総合管理計画」に基づき、機能の集約化や施設の複合化などを図り、施設保有量の最適化を推進し、次世代に継承できる公共施設の適正化への取組みが重要です。

（３）協働によるまちづくり

市民・事業者等の多様な主体と協働によるまちづくりを推進するため、新たな契約方法等を導入するなど、市民・事業者等と行政ニーズが適合した効果的な資産の利活用を図り、民間事業者が参画・提案しやすい環境を整えるとともに、行政主導による施設整備や維持管理・運営だけでなく、市民・事業者等と連携して、サービスの向上や効率化を図っていく取組みが重要です。

（４）資産の管理状況及び将来的な利用予定等の情報の集約

資産は、単に保有しているだけでも維持管理費等の経費が発生します。管理費等の経費の削減を図っていく観点からも、市有資産の実態を把握し、有効活用に向けた横断的かつ客観的な分析等により、その方向性を全庁で共有していくことが重要です。

（５）市民との情報共有

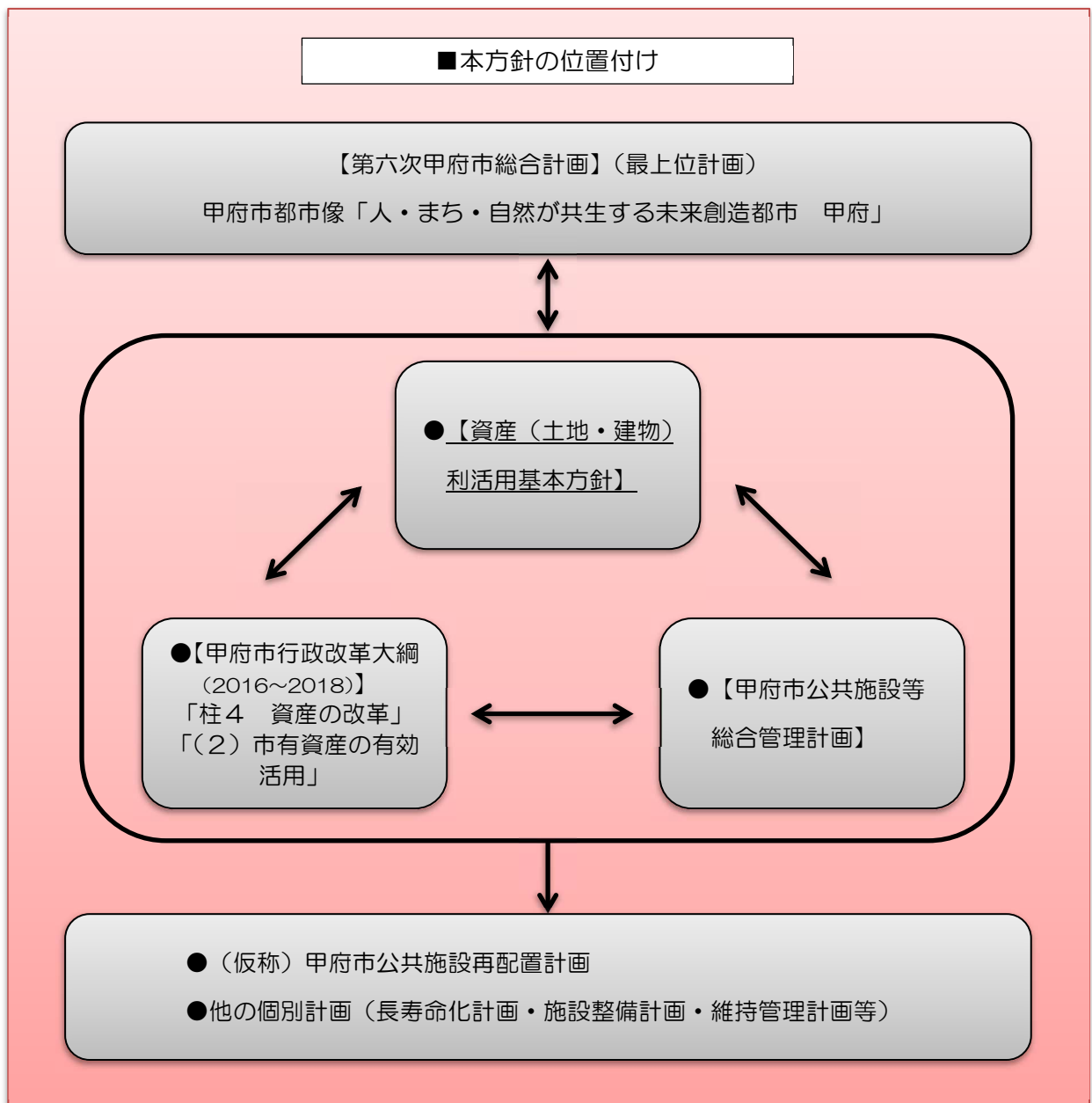
資産の有効活用を推進するにあたっては、市民サービスの維持のみならず、社会情勢や市民ニーズの変化に対応していかなければなりません。そのためには、各種情報の提供及び周知を図ることで、透明性の高い資産の活用を図ることが重要です。

第2章 利活用基本方針の位置付け

本市では、持続可能な行財政運営を行うために、自主財源の確保に努めながら、効率的な業務遂行に向けた様々な改革を進めています。

本市の最上位計画である「第六次甲府市総合計画」の基本構想の推進の一つである「持続可能な行財政運営」において、「自主財源の確保や効率的な配分」として公共施設等マネジメントの推進が位置付けられています。

また、市有資産の有効活用については、「甲府市行政改革大綱 2016～2018」で改革の「4つの柱」の「（柱4）資産の改革」の推進項目「（2）市有資産の有効活用」で次世代に継承できる市有資産の最適化を位置付けています。



第3章 資産の利活用における基本的な考え方

1. 資産活用の基本原則

本市では、昭和 40 年代から 60 年代にかけて、学校・市営住宅など多くの公共施設や、水道・橋りょうなどインフラ資産を整備してきました。現在、これらの施設の多くは、建設後 30 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、順次改修等に取り組んでいますが、今後、その費用は、ますます膨大になることが予想されます。また、財政面においては、人口減少に伴う税収の伸び悩みや高齢化社会の進行に伴う社会保障関係費の増大による歳出の増加も想定されていることから、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難です。

今後の人口減少、少子高齢化の進行は避けられない状況にあります。その中で、安全で持続可能な市民サービスを提供していくためには、社会情勢の変化に適応しながら、効率的・効果的な公共施設等の整備及び管理運営に努めるとともに、資産の総合的なマネジメントに取り組み、資産の最適化を図ることが必要です。

こうした現状を踏まえ、資産の利活用における基本的な考え方を次のとおりとします。

【土地】

（１）保有土地の優先活用と新規取得の抑制

未利用地や施設の用途廃止に伴う跡地などの保有土地の活用を積極的に推進し、土地の新規取得をできる限り抑制します。

なお、土地の新規取得をする場合であっても、保有土地との交換の可能性を検討します。

（２）最適な活用方法の選択

保有土地の活用にあたっては、取得や利用の経緯を踏まえ、将来の利用可能性など中長期的な視点や、維持費や活用のための新たな経費等を考慮して、最適な活用方法を選択します。

【建物】

（１）長寿命化の推進

損傷や故障の発生に伴い修繕を行う「事後保全」から、日常的・定期的な点検や診断により機能の低下の兆候を検出し、事前に使用不可能な状態を避けるために行う「予防保全」に転換し、ライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設は長寿命化に努め、施設を長期的に使用することにより、中長期的な視点から財政負担の軽減と年度間の平準化を図ります。

（２）保有総量の適正化

人口動向や財政状況等を踏まえながら、施設の再配置に取り組み、施設の適正化を図ります。

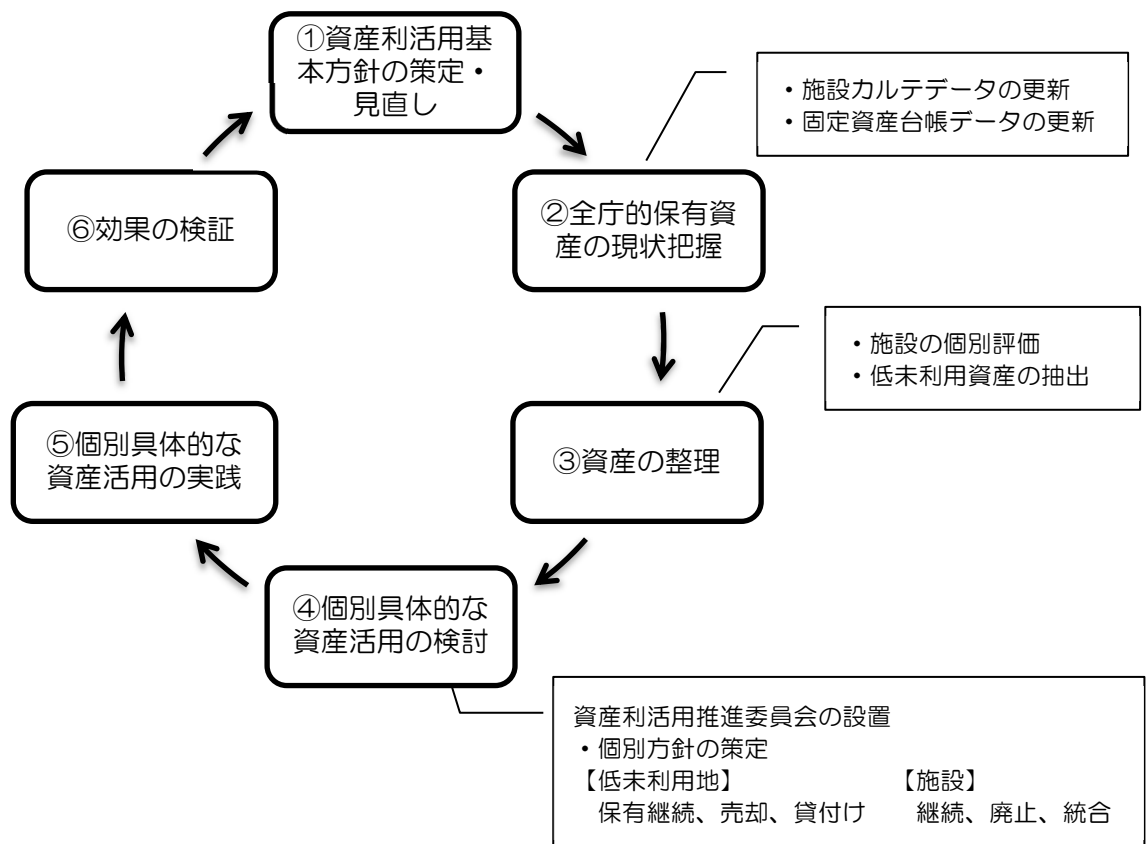
【土地・建物】

(1) 市民や民間事業者との連携

サービスの質の向上に繋がるあらゆる手法を検討し、効率的・効果的な管理運営を実施するため、市民や民間事業者との連携等を図ります。

2. 資産活用のフロー

今後の資産活用の推進については、次のフロー図で示すように、①の資産活用基本方針の策定から始まり、②では、市全体の保有資産の現状把握を実施します。その後、③で情報を分析し、資産の整理をします。建物については建物の個別評価を実施し、土地については低未利用地を抽出します。④では、資産利活用推進委員会（後述：第7章）において、個別具体的な活用の検討を行い、建物の継続、廃止、統合等の方向性を審議します。また、低未利用地については、売却や貸付け等を含む有効活用の方向性を審議します。⑤では、個別方針に基づき、長寿命化、総量縮減、売却、貸付けなど効率的運営に向けて、個別具体的な資産活用を市民や利用者の理解をいただきながら実践します。⑥の段階で、それまでの資産活用推進の効果の検証を行い、PDCAによるスパイラルアップを図ります。



※低未利用の定義（既存の何らの用途に供されていない、若しくは利用の程度が本市における同一の用途又はこれに類する用途に供されている他の利用の程度に比して著しく劣っている状況）

第4章 低未利用資産の利活用における基本的な考え方

一般に土地や建物などの公有財産は、市が事務事業を行ううえで取得したものであり、市民共有の資産であることから、公共の福祉のために利用することが最も望まれる利活用であることはいうまでもありません。

また、資産において、利用者が少ない建物や有効活用が図られていない土地については、維持管理費の節減や市民サービスの財源確保のうえからも、個別方針を定め、売却処分や貸付け等による積極的な有効活用が必要です。

こうしたことから、低未利用資産の利活用における基本的な考え方を次のとおりとします。

（１）資産の利活用方針の明確化と市民への公表

低未利用資産については、本方針に基づき、有効活用の早期実現を図るため、資産の個別方針を策定します。更に、策定した個別方針に関する情報の公表により、公平・公正な資産の活用と処分を進め、民間等による利活用の拡大を図ります。

（２）積極的な民間等への売却

将来的な利用計画がなく、市として保有する必要性のない資産（当面利用計画がない場合であっても、将来的に市が保有していくことが望ましいと判断された資産以外の資産）については、積極的に民間等に売却します。売却については建物を解体し更地での売却を原則としますが、特に指定したものについては建物を含めての売却とします。

（３）民間等への貸付けによる有効活用

将来的な利用計画がある場合であっても、当分の間、供用予定のない資産や売却が困難な資産については、民間等への貸付けによる有効活用を図ります。

また、貸付可能な資産の公表など、公平・公正な手続きを前提として、公益性のある利用目的に限定せずに、幅広く貸付けを認め、積極的な利活用を推進します。

（４）国・地方公共団体等への売却、貸付けの優先

国、地方公共団体、公共団体^{※1}及び公共的団体^{※2}が、公用又は公共用などに利活用する場合には、上記（２）、（３）に優先し、売却又は貸付けを検討します。

※1 公共団体

土地改良区、土地区画整理組合など

※2 公共的団体

(1) 設置について本市の意思が関与（補助）しているもの

(2) 本市の区域を以って設置する旨の法的根拠があるもの

(3) 本市の事業に大きく関与しているもの

第5章 低未利用資産の具体的な利活用の方法

低未利用資産を有効に利活用するために、低未利用資産の個別方針を策定し、売却又は貸付けを進める場合には、必要に応じてこれらの情報を市民等に公表することで、公平・公正な手続きのもと積極的な売却又は貸付けを行っていきます。

1. 資産の保有継続

個別方針の検討において、利活用が計画された資産を除いては、将来的に市が利用するか否かの判断は、極めて難しい状況にあります。周辺の土地利用の状況などを鑑み、将来的な老朽化施設の移転改築など、新たな事業用地として利用可能な一定規模以上の土地については、継続的に保有することも想定されます。

これらの資産については、具体的な利用の必要性が生じた段階で、個別方針の策定を行うものとし、それまでの期間については「3. 貸付けによる活用」に基づき、有効な活用を図るものとします。

また、個別方針の策定にあたっては、必要に応じ市民からの意見聴取を行うものとします。

2. 売却処分

（1）多様な売却方法の導入

本市が保有する資産の中には、これまで使用されてきた経過や行政上の目的などを踏まえ、用途の指定など売却後の土地利用に一定の配慮が必要となるものもあります。

資産の売却は、一般競争入札の方法によることが原則とされていますが、その他にも「資産の多様な売却方法の導入」（後述：第6章）のような売却方法があり、それぞれの資産の実情に応じて、最適な売却方法を選択します。

（2）売却価格

売却価格については、甲府市公有財産取扱規則に基づき、適正な時価によるものとします。

なお、価格の決定にあたっては、甲府市財産価格審議会において、鑑定価格、固定資産評価額、取引事例価格、取得価格、減価償却額等など個々の財産の形態や条件と合わせ、民間需要なども考慮し総合的に検討したうえで、客観的に適正な価格を決定し、資産の売却処分を行うものとします。

（3）建物解体条件付き売却

低未利用地へ付随する建物又は工作物等の解体条件を付して一般競争入札を行うことも可能とします。その際、土地の売却価格から建物等の解体費を差引いた価格がマイナスになる場合は地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づく議会の議決を得て本契約を締結します。

3. 貸付けによる活用

（１）貸付けの対象資産と対象者

市が保有する資産で、当面の間、利用予定のない資産及び売却が困難な資産等については、個別方針に基づき、貸付けにより有効活用を図るものとします。

また、貸付けにあたっては、貸付対象資産を公表し、平等な申込みの機会を確保するとともに、公益性のある利用目的に限定せずに、幅広く貸付けを行うものとします。

（２）PPPの取組みの推進

国においては、「PPP※¹／PFI※²の抜本改革に向けたアクションプラン（平成 25 年 6 月 6 日：民間資金等活用事業推進会議決定）」で、公的不動産の利活用について、民間等からの自由な提案を募ることで、財政負担を最小に抑え、公的目的を最大限達成することを目指した既存施設や公的不動産の生産性を高めるPPPの取組みを推進しています。

本市においても、所有している資産を民間等に貸し付け、賃借料などによる収入の増加を図り、民間等が地域の価値や施設の利便性を高める事業を実施することで、市民サービスの向上が図れるよう努めます。

（３）貸付料

未利用資産（普通財産）の貸付料については、甲府市公有財産取扱規則に基づき、個別資産ごとに定めるものとします。

なお、貸付料の算定にあたっては、固定資産税評価額、取得価格、取得後経過年数、耐用年数等を考慮し、適正な価格によることとします。

※1 PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップ（公民連携）

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※2 PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

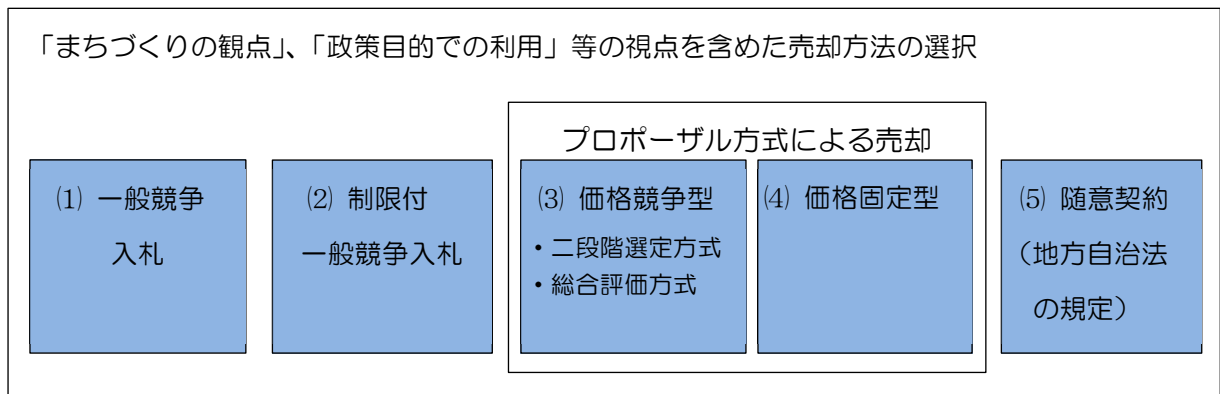
第6章 資産の多様な売却及び貸付方法の導入

1. 売却

資産の売却については、一般競争入札によることが原則ですが、「まちづくりの観点での活用」や「政策目的で公民連携による公共の福祉に資する利用」が必要な資産については、制限を付けた売却や土地活用案を審査して買受者を選定する方式を採用することにより、総合的な観点で最も公共の福祉に資する売却を行う必要があります。

このため、売却方式の選択については、売却価格に併せて雇用創出等による本市への寄与度、公共の福祉や地域活性化等のまちづくりへの貢献度などを一体的に評価する事業提案型の公募売却（プロポーザル方式）の導入を図り、それぞれの資産の実情に応じて、最適な売却方法を選択することにより、資産活用を積極的に推進するものとします。

（資産売却等の方式）



（１）一般競争入札

売却価格の多寡を競わせ、最も高い価格で入札した者に売却する方法です。

（２）制限付一般競争入札

入札参加に必要な資格を定め、入札参加の条件として売却価格の多寡を競わせ、最も高い価格で入札した者に売却する方法です。

周辺地域のまちづくりへの影響等を考慮し、対象土地の土地利用に関し用途の制限を設ける必要がある場合や建物の解体条件を付する場合などに実施します。

（３）価格競争型プロポーザル方式

売却後の土地活用案を募集し、審査委員会の審査を経て、一定の基準を満たす者を選定し、選定された者の中で、売却価格の多寡を競わせ、最も高い価格を提示した者に売却する方法（二段階選定方式）又は売却価格及び土地活用案の内容を総合的に審査し、最も優れた者に売却する方法（総合評価方式）です。

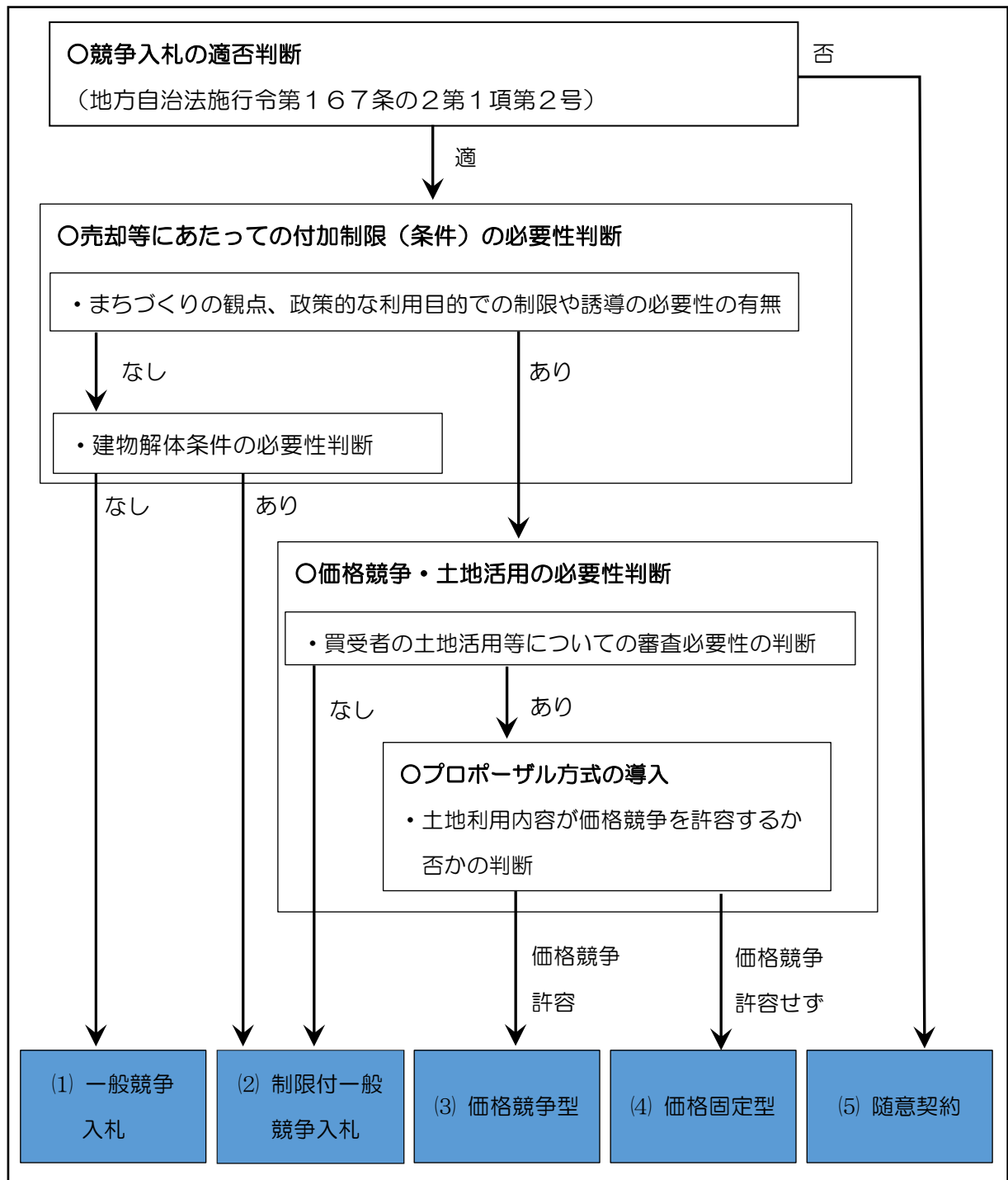
（４）価格固定型プロポーザル方式

売却価格を固定したうえで、売却後の土地活用案を募集し、審査委員会の審査を経て、最も優秀な提案を行った者に売却する方法です。

（５）随意契約

本市施策の進捗や将来的な財政面等への効果を最大化できる相手方として一者に特定できる事情があるなど、競争入札に付することが不適と判断した場合に、特定の相手方に売却する方法です。

参考：【資産売却方式の選択フロー】



2. 貸付け

「1. 売却」と同様に、個々の土地の状況に応じ多様な方法を用いて積極的に民間等への貸付けを推進します。また、長期貸付けが可能な土地については、定期借地の導入を検討します。

第7章 個別方針の検討体制

低未利用資産について、土地の所在・形状・立地条件、建物の建築年度・構造・規模などの実態調査を行い、個々の資産について行政上の将来的な必要性を総合的に検討し、次により個別方針を定め、資産の活用・処分等を進めます。

なお、規模の大きい土地の利活用など、地域振興上、必要と認められる場合については、事前に市民からの意見聴取をしたうえで、方針を決定します。

（１）個別方針の検討体制

多岐にわたる様々な視点から総合的に判断するため、庁内関係各部で組織する「甲府市資産利活用推進委員会」（以下「利活用推進委員会」という。）を設置します。

【利活用推進委員会の委員構成】

委員長：総務部を担当する副市長
副委員長：企画部を担当する副市長
委員：総務部長、企画部長、市民部長、福祉部長、産業部長、まちづくり部長、
案件に関係する部長

また、利活用推進委員会の下に幹事会を設置し、（２）に掲げる事項を検討し、結果及びその経過を個別方針（案）としてまとめ、委員長に報告します。

【利活用推進委員会幹事会の委員構成】

幹事長：総務部契約管財室長
委員：まち開発室長、都市計画課長、管財課長、政策課長、財政課長、
リニアプロジェクト推進課長、企業立地雇用推進課長、
案件に関係する課長

（２）所掌事項

利活用推進委員会は、次に掲げる事項を所掌します。

- ① 資産の効率的かつ効果的な利活用の推進に関する事項
- ② 低未利用資産等の利活用及び処分に係る個別方針（以下「個別方針」という。）の策定に関する事項
- ③ 低未利用資産のうち、個別方針を策定する資産の選定に関する事項

- ④ 資産の取得に関する事項（甲府市公共施設等総合管理計画に定めるインフラ資産に付随する土地は除く。）
- ⑤ その他資産の利活用を図るうえで必要な事項

（３）個別方針に定める基本事項

利活用推進委員会は、低未利用資産について、次に掲げる事項の個別方針を策定し、市長に報告しなければならない。

- ① 保有継続、売却処分、貸付け等の利活用の方向性に関する事項
- ② 保有を継続する場合の利活用方法に関する事項
- ③ 貸付けする場合の貸付方法に関する事項
- ④ 売却する場合の処分方法に関する事項
- ⑤ 随意契約による処分の可否及び相手先に関する事項
- ⑥ その他資産の利活用を図るうえで必要な事項

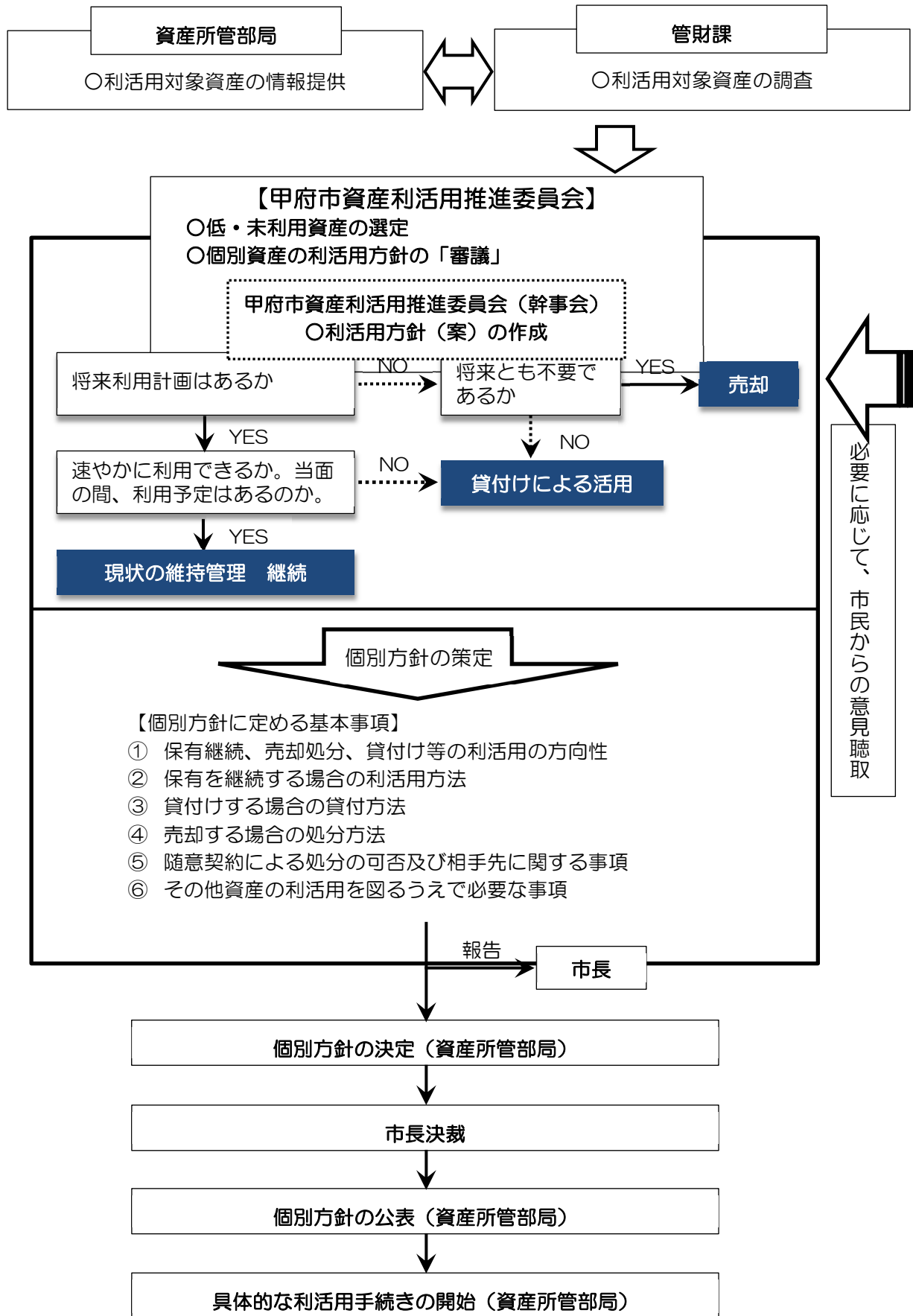
（４）個別方針の公表

低未利用資産の個別方針を決定した場合には、随時、市民に公表したうえで、利活用（処分）の手続きを行います。

（５）事務局

利活用推進委員会の事務局は、総務部契約管財室管財課が行うものとします。

【資産の利活用の事務フロー】

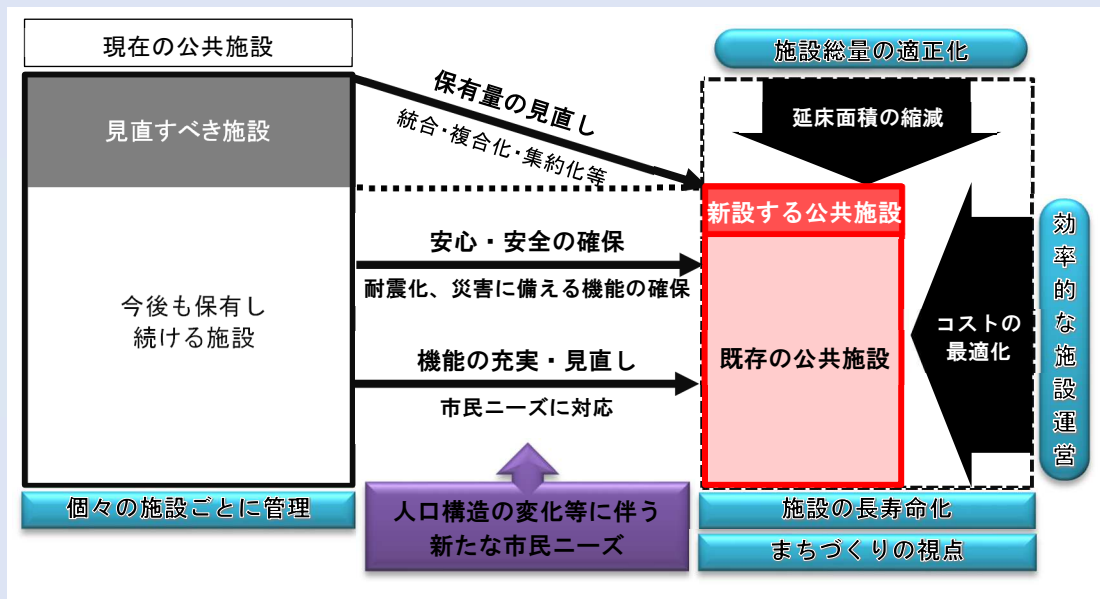


第8章 利用中の資産の更なる有効活用

現在、利用中の資産であっても、その資産の更なる有効活用を推進するため、施設の集約化・適正化・民営化等を行い、施設の有効活用を推進します。

なお、施設の有効活用を推進するにあたっては、「甲府市公共施設等総合管理計画」の基本方針及び現在策定中の「（仮称）甲府市公共施設再配置計画」に基づき、計画的に推進します。

■将来の公共施設のイメージ



甲府市資産（土地・建物）利活用基本方針

平成 29 年（2017 年）4 月策定

令和 7 年（2025 年）3 月改訂

令和 8 年（2026 年）4 月改訂

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号

甲府市総務部契約管財室管財課